

# 福岡県公報

平成19年7月30日  
第2708号

## 目次

告示(第1425号—第1430号)

解除予定保安林の所在場所等	(治山課)	.....	1
県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課)	.....	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	2
漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等	(漁政課)	.....	2

公告

平成19年度健康管理システム開発業務の委託に係る提案の募集	(総務事務センター)	.....	4
-------------------------------	------------	-------	---

雑報

福岡北九州高速道路債券の定時償還に係る抽せんの結果	(高速道路対策室)	.....	5
---------------------------	-----------	-------	---

## 告示

福岡県告示第1425号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年7月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所  
前原市大字瑞梅寺字水無139の58・139の59 (以上2筆について次の図に示す部分

- に限る。)  
 (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養  
 (3) 解除の理由  
林道用地とするため

- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所  
前原市大字瑞梅寺字水無139の58・139の59 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健  
 (3) 解除の理由  
林道用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1426号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成19年7月19日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年7月30日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
飯塚市内野 (内野地区)	換地計画書の写し	平成19年7月30日から 平成19年8月27日まで	飯塚市筑穂支所

福岡県告示第1427号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第

36条第3項の規定により公告する。

平成19年7月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡久山町大字久原字平田1787 - 1、1787 - 5 及び1787 - 6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
古賀市久保735 - 24  
荒巻 孝男

福岡県告示第1428号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成19年7月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島郡志摩町大字小富士字四丁開880番1、881番1、882番1、883番1、884番1  
及び884番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
糸島郡志摩町大字小富士2401番地1  
安養寺 代表役員 清水 朋行

福岡県告示第1429号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成19年7月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
前原市浦志3丁目470番4及び470番7から470番19まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区草香江2丁目7番1号

株式会社アスト 代表取締役 草場 春次

福岡県告示第1430号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、漁業の免許について、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成19年7月30日

福岡県知事 麻生 渡

1

- (1) 公示番号 筑区第901号
- (2) 免許の内容たるべき事項  
ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで

- イ 漁場の位置 糟屋郡新宮町大字相島地先
- ウ 漁場の区域  
次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域  
基点第76号 新宮町大字相島相島漁港南防波堤灯台  
(イ) 基点第76号から真方位90度45分 80メートルの点  
(ロ) 基点第76号から真方位56度8分 314メートルの点  
(ハ) 基点第76号から真方位67度6分 345メートルの点  
(ニ) 基点第76号から真方位106度55分 144メートルの点
- (3) 地元地区 糟屋郡新宮町大字相島
- (4) 存続期間 平成19年11月1日から平成20年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成19年8月1日から同年9月15日まで
- (6) 免許予定日 平成19年11月1日

2

- (1) 公示番号 筑区第902号  
 (2) 免許の内容たるべき事項

## ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 糟屋郡新宮町大字相島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第76号 新宮町大字相島相島漁港南防波堤灯台

- (イ) 基点第76号から真方位345度16分 114メートルの点  
 (ロ) 基点第76号から真方位352度54分 160メートルの点  
 (ハ) 基点第76号から真方位3度35分 153メートルの点  
 (ニ) 基点第76号から真方位0度10分 105メートルの点

- (3) 地元地区 糟屋郡新宮町大字相島  
 (4) 存続期間 平成19年11月1日から平成20年8月31日まで  
 (5) 申請期間 平成19年8月1日から同年9月15日まで  
 (6) 免許予定日 平成19年11月1日

3

- (1) 公示番号 筑区第903号  
 (2) 免許の内容たるべき事項

## ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 糟屋郡新宮町大字相島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第76号 新宮町大字相島相島漁港南防波堤灯台

- (イ) 基点第76号から真方位11度59分 387メートルの点  
 (ロ) 基点第76号から真方位16度6分 423メートルの点  
 (ハ) 基点第76号から真方位19度33分 406メートルの点  
 (ニ) 基点第76号から真方位15度35分 368メートルの点

- (3) 地元地区 糟屋郡新宮町大字相島  
 (4) 存続期間 平成19年11月1日から平成20年8月31日まで  
 (5) 申請期間 平成19年8月1日から同年9月15日まで  
 (6) 免許予定日 平成19年11月1日

4

- (1) 公示番号 筑区第904号  
 (2) 免許の内容たるべき事項

## ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 糟屋郡新宮町大字相島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第76号 新宮町大字相島相島漁港南防波堤灯台

- (イ) 基点第76号から真方位26度2分 341メートルの点  
 (ロ) 基点第76号から真方位35度39分 437メートルの点  
 (ハ) 基点第76号から真方位47度16分 406メートルの点  
 (ニ) 基点第76号から真方位40度22分 298メートルの点

- (3) 地元地区 糟屋郡新宮町大字相島  
 (4) 存続期間 平成19年11月1日から平成20年8月31日まで  
 (5) 申請期間 平成19年8月1日から同年9月15日まで  
 (6) 免許予定日 平成19年11月1日

5

- (1) 公示番号 筑区第905号

## (2) 免許の内容たるべき事項

## ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠母貝養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 糟屋郡新宮町大字相島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第76号 新宮町大字相島相島漁港南防波堤灯台

- (イ) 基点第76号から真方位27度36分 430メートルの点
- (ロ) 基点第76号から真方位30度26分 463メートルの点
- (ハ) 基点第76号から真方位33度38分 448メートルの点
- (ニ) 基点第76号から真方位30度58分 414メートルの点

(3) 地元地区 糟屋郡新宮町大字相島

(4) 存続期間 平成19年11月1日から平成20年8月31日まで

(5) 申請期間 平成19年8月1日から同年9月15日まで

(6) 免許予定日 平成19年11月1日

6

(1) 公示番号 筑区第906号

## (2) 免許の内容たるべき事項

## ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 糟屋郡新宮町大字相島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)を順次に結んだ直線並びに(イ)及び(ヘ)の間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第76号 新宮町大字相島相島漁港南防波堤灯台

- (イ) 基点第76号から真方位48度46分 648メートルの点
- (ロ) 基点第76号から真方位47度13分 571メートルの点
- (ハ) 基点第76号から真方位55度31分 509メートルの点
- (ニ) 基点第76号から真方位90度28分 578メートルの点
- (ホ) 基点第76号から真方位100度56分 1,265メートルの点
- (ヘ) 基点第76号から真方位82度39分 1,252メートルの点

(3) 地元地区 糟屋郡新宮町大字相島

(4) 存続期間 平成19年11月1日から平成20年8月31日まで

(5) 申請期間 平成19年8月1日から同年9月15日まで

(6) 免許予定日 平成19年11月1日

## 公 告

公告

次のとおり平成19年度健康管理システム開発業務の委託に係る提案を募集します。

平成19年7月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 提案の内容

平成19年度健康管理システム開発業務の委託に係る提案（詳細は、提案説明書によるほか、説明会を開催する。）

## 2 参加資格

次に掲げる(1)から(4)までの条件（共同体で参加する場合は(1)から(6)までの条件）をすべて満たしていること。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (3) 過去に県又は本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）におい

て、情報処理システム構築等の実績があること（共同体で参加する場合にあっては、この条件に該当する者が1人以上含まれていること。）。

- (4) 福岡県内又は隣接県内に事業所を有するなど業務遂行に支障がないこと。  
 (5) 共同体で参加する場合の各構成員は、本提案への単独参加又は他の共同体での参加を行っていないこと。  
 (6) 共同体参加者は、3者以内で構成されていること。

### 3 手続等

- (1) 事務を担当する部局の場所及び名称

福岡県総務部総務事務センター健康管理班

〒812 - 0044 福岡市博多区千代1丁目20番31号

福岡県職員健康管理センター

(地方職員共済組合福岡会館レガロ5階)

電話 092 - 632 - 8113

- (2) 提案説明書の交付

#### ア 期間

この公告の日から平成19年8月10日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

#### イ 場所

(1)の部局とする。

#### ウ 方法

無料で直接交付する。

- (3) 説明会の開催

#### ア 日時

平成19年8月1日（水）午後2時00分から

#### イ 場所

〒812 - 0044 福岡市博多区千代1丁目20番31号

福岡県職員健康管理センター会議室

(地方職員共済組合福岡会館レガロ5階)

- (4) 提案書の提出

#### ア 期限

平成19年8月17日（金）午後5時00分

#### イ 場所

(1)の部局とする。

#### ウ 方法

必ず持参すること（ただし、県の休日には受領しない。）。

#### エ 提案書の審査

提案書の内容について、必要に応じてヒヤリングを実施する。評価結果については、県庁内に評価委員会を設け審査する。

## 雑 報

### 福岡北九州高速道路公社公告第3号

福岡北九州高速道路債券の定時償還のための抽せんを行った結果、償還する債券の証券番号が決定しましたので福岡北九州高速道路債券規程第15条第1項の規定により公告します。

平成19年7月30日

福岡北九州高速道路公社

理事長 田中康順

銘柄	券面金額	証券番号	償還期日	償還額（千円）
第96回福岡北九州 高速道路債券	100万円	28,095 ～ 28,698 31,822 ～ 32,258	平成19年8月28日	1,041,000

--	--

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています